

京 都 大 学 東 京 オ フ ィ ス 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前			改 正 後		
(前 略)			附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。		
別表 京都大学東京オフィス施設使用料 (消費税相当額を含む。)			別表 京都大学東京オフィス施設使用料 (消費税相当額を含む。)		
施設名	使用料 (円) (1時間あたり)	使用料 (円) (1日あたり)	施設名	使用料 (円) (1時間あたり)	使用料 (円) (1日あたり)
会議室 (1)	<u>4,305</u>	<u>25,830</u>	会議室 (1)	<u>4,428</u>	<u>26,568</u>
会議室 (2)	<u>4,305</u>	<u>25,830</u>	会議室 (2)	<u>4,428</u>	<u>26,568</u>
会議室 (3)	<u>5,355</u>	<u>32,130</u>	会議室 (3)	<u>5,508</u>	<u>33,048</u>
ラウンジ (第9条第2項の規定により 使用する場合に限る。)	<u>5,040</u>	—	ラウンジ (第9条第2項の規定により 使用する場合に限る。)	<u>5,184</u>	—
(後 略)					